



発達障害に関する正しい理解を深めましょう

4月2日(火)～8日(月)は「発達障害啓発週間」として、社会全体で発達障害の啓発に取り組んでいます。

発達障害とは

発達障害は、脳機能の発達が関係する障害です。幼児期から発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。

ここでは、発達障害のある人を理解するために、注意欠如多動症(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)、限局性学習症(SLD)について特徴と支援の方法を紹介します。

なお、発達障害は、複数の障害が重なって現われることもあり、障害の程度や年齢(発達段階)、生活環境などによっても症状は違ってきます。発達障害は多様であることをご理解ください。

特徴と支援の方法

注意欠如多動症(ADHD)

●特徴

- ・多動性・衝動性(落ち着きがない、順番を待つことが難しいなど)
- ・不注意(注意力が散漫、ミスが多いなど)

●支援の方法

- ・短く、はっきりとした言い方で伝える
- ・気の散りにくい環境設定の工夫
- ・わかりやすいルール提示 など

自閉スペクトラム症(ASD)

●特徴

- ・こだわりの強さや、特定の物事に対する強い興味
- ・自分の気持ちをうまく表現することが難しい
- ・相手の気持ちを読み取れない など

●支援の方法

- ・肯定的・具体的・視覚的に伝える
- ・スモールステップ(目標を細かく分けて一つずつ達成する方法)で支援する など

限局性学習症(SLD)

●特徴

- ・全般的な知能には問題がないものの、読む、書く、計算するといった特定の学習行為のみが、他の知的能力に比べて明らかに困難な状態

●支援の方法

- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする
- ・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する など

ご相談ください

気になることがあれば、相談支援事業所へお気軽にご相談ください。生活するうえで苦手なことに対する工夫や支援を一緒に考えます。

発達障害の相談先

地域支援センターまいらifu	☎ 24-6556
地域支えあい推進課生活支援係	☎ 22-2276
健康こども未来課こども家庭支援係	☎ 22-7160

共生社会をつくるために

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」の実現を目指しています。また、令和6年4月に障害者差別解消法が改正施行され、民間事業者においても合理的配慮が努力義務から義務になりました。

市では、法の趣旨を踏まえ、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、地域の中で認め支えあい、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる「共生社会」を実現するために、国や県と連携しながら取り組んでいきます。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 地域支えあい推進課生活支援係 ☎ 22-2276